

## ○印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

**第1条** この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定を実施するため、印西市立小学校及び中学校の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

**第2条** 印西市立小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

（申立て）

**第3条** 政令第8条の規定により申立てをする保護者は、学区外就学願（別記様式）を印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申立てを調査し、その理由が正当であると認めるときは、印西市立小学校又は中学校の指定を変更することができる。

別表（第2条）

中学校	小学校	通学区域
（中略）		
印西市立印旛中学校	印西市立六合小学校	印西市瀬戸、山田、吉高、萩原及び松虫の全部の区域
	印西市立宗像小学校	印西市岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田、つくりや台一丁目及びつくりや台二丁目の全部の区域
	印西市立平賀小学校	印西市平賀、平賀学園台一丁目、平賀学園台二丁目及び平賀学園台三丁目の全部の区域
	印西市立いには野小学校	印西市美瀬一丁目、美瀬二丁目、舞姫一丁目、舞姫二丁目、舞姫三丁目、若萩一丁目、若萩二丁目、若萩三丁目及び若萩四丁目の全部の区域
以下（略）		